

イタリア・ラツィオ州法(2019年4月12日法第4号)

legge num. 4 del 12 aprile 2019

<https://www.consiglio.regione.lazio.it/consiglio-regionale/?vw=leggiregionalidettaglio&id=9349&sv=vigente>

デジタル労働者の保護と安全のための諸規定

一般規定

第1条(諸原理)

1. 州は、憲法の第4、32、41 および 117 条第3項を尊重し、そして州基本法第6条を実施して、人に安全で尊厳ある労働を保障するための基本的原理として、健康保護および労働の保護と安全を促進する。
2. 州は、あらゆる形態における革新(innovazione)を支持し、経済成長と新たな雇用の要因としてのデジタル経済の責任ある発展を促進し、憲法第3条の規定に基づく人間の十分な発展を妨げている、経済的、文化的、社会的秩序の障害を除去して、労働の保護を確保する。
3. 州は、欧州連合の評議会および委員会によって2017年11月17日に宣言された、欧州の社会権の柱における定めと調和して、労働関係の種類や期間に関係なく、すべての人の、労働条件と労働安全、社会的保護および訓練へのアクセスに関する公正かつ平等な待遇を受ける権利を認める。
4. 州は、また、ラツィオにおけるデジタル労働の新しい文化を促進する。

第2条(目的と適用範囲)

1. 第1条における諸原理の実施において、この法律は、次のことを目的とする。
 - a) デジタル労働者の尊厳、健康および安全を保護すること、
 - b) 第6条による情報の完全な獲得を労働者に保証して、デジタル労働市場の透明性を改善すること、
 - c) 安全でない労働とあらゆる形態の不平等と搾取に対抗すること、
 - d) 相談と計画の効果的手段を具体化すること。
2. この法律は、第三者にサービスを提供するためコンピュータ・アプリケーションを使用して、サービスの特性を決定し、価格を設定して業務を組織する企業 -以下、デジタルプラットフォームという- に、雇用関係の種類と期間に関係なく、業務の処分可能性を提供する労働者 -以下、デジタル労働者という- に適用される。

第2章 保護

第3条(健康と安全の保護)

1. 州政府(Giunta regionale)は、本条および第4,5,6および7条が規定する保護を実施するプラットフォームの参加を得て、2008年4月9日の立法命令第81号(職場における健康と安全の保護に関する2007年8月3日法律第123号法第1条の施行)第7条が言及する州調整委員会の意見を聴いて、デジタル労働者の健康と安全を保護を促進するための措置を決議(deliberazione)によって定める。

2. この問題に関する現在の法律を尊重し、デジタル労働者に業務における事故に対する完全かつ統合的な保護を保証するために、デジタルプラットフォームは、デジタル労働者の職場における健康と安全に関する訓練と、とくに、業務の遂行から生じる危険と損害および予防と保護の手続きについての措置と対策をとる。

3. デジタルプラットフォームは、自己の負担で、職場の健康と安全に関する規制に準拠する保護装置をデジタル労働者に提供し、業務に使用される車両とツールの維持費用を提供する。

第4条(福利と社会保障の保護)

1. デジタル・プラットフォームは、デジタル労働者の負担なく、業務中に第三者に生じた損害と、母親・父親に対する保護のために、労働災害・職業病保険に加入する。

2. 第1項で言及されている保険の補償範囲に、デジタル労働者負担の控除はない。

3. 保険料の計算および労災・職業病保険の補償に関連する給付金の支払いのために、すべての社会保険保険料支払いに関連する最低日給限度額の毎年の算定に対応して、合意による日給を計算する。

4. 労働者は、国内規定に従って強制的社会保険の保護を受ける権利を有する。

5. 憲法第38条および第117条により、州は、社会的当事者〔＝労使団体〕の関与を得て、二当事者〔労使〕間の団体および基金を通じて、社会保険と福利における補足的保護の諸形態を推進する。

第5条(報酬および特別手当)

1. 報酬は、業務の遂行がない場合を除いて時間単位であり、いかなる場合でも、比較的にも最も代表的な労働組合が署名した労働協約によって決定された最低時給を下回ることができない。業務不履行がデジタル労働者の意思に起因する原因によらない場合、デジタル労働者は、比較的にも最も代表的な労働組合によって署名された労働協約によって定められる範囲で予約手当を受け取る権利がある。

2. デジタル労働者は、比較的にも最も代表的な労働組合が署名した労働協約によって決定された範囲および方法で、時間当たりの報酬増を受け取る権利を有する。

3. 報酬は、いかなる場合でも、出来高給として設定することはできない。

第6条(デジタル労働者に対する予防的情報)

1. デジタル労働者の健康と安全を保護する目的で、プラットフォームは、以下について予防的で余

すところのない情報を提供する。

- a) 業務を履行する特別な態様に関連する一般的な危険および特定の危険について
- b) 業務が行われる場所について
- c) 業務の対象について
- d) 報酬および特別手当について
- e) 配給される保護手段について
- f) 需要と供給の一致を定めるアルゴリズムの方法について
- g) 第7条第2項 c) 文で言及されている検証手続きについて

第7条(評価格付けにおける平等待遇と非差別)

1. 個人情報の保護と機会均等および非差別に関する現行法を尊重して、デジタル・プラットフォームは、デジタル労働者に、業務の需要と供給の一致を決定するアルゴリズムの機能に関して透明な情報を保証する。

2. 州政府は、第13条第3項に規定されている活動を地域レベルで推進し、いずれの場合にも、デジタル・プラットフォームによってデジタル労働者を確保するために、以下の他の有用な活動を推進する。

- a) 業務の需要と供給の間の一致を決定するアルゴリズムの透明な使用、
- b) 評価格付けを形成することを目的とした、明確で透明な業務履行評価手続き、
- c) デジタル労働者による不服申立てに続く、評価格付けの公平な検証手続き、
- d) あるプラットフォームから別のプラットフォームへの移行時に格付け評価の移植性(portabilità)。

第8条(制裁)

1. この法律の第3条、第4条、第5条、第6条、および第7条に定められた義務の違反は、デジタル・プラットフォームに対する、500ユーロから2000ユーロの行政上の処分を受ける。

2. 制裁の範囲、違反を確認する方法、通知および徴収手続きは、この法律の発効から90日以内に、労働問題を担当する評議会委員会の意見を聴いて、州政府の決議により、定められる。

第III章 諸手段

第9条(デジタル労働の求人ポータル)

1. ラツィオ州のデジタル求人ポータルが設立される。
2. 第1項のデジタル求人ポータルは、デジタル労働者の州登録簿 -以下、登録簿という- と、デジタルプラットフォームの州登録簿 -以下、登録簿という- で構成される。
3. 州の領域で働くデジタル労働者は、登録簿(Anagrafe)に登録できる。登録簿への登録は無料で、デジタル労働者は第12条の措置の年次プログラムで規定された措置にアクセスすることができる。
4. デジタルプラットフォームは、この法律に含まれる規定に準拠している場合、登録簿に登録することができる。登録簿への登録は無料であり、プラットフォームは、第12条で言及される措置の年次プ

ログラムで提供される措置にアクセスし、ラツィオ州で認められている「公正経済」という用語を使用することができる。

5.州政府は、この法律の発効から90日以内に、採択される特定の決議で、関連する評議会委員会と協議した後、登録および登録の基準、方法、および条件を定める。

第10条(デジタル経済・労働会議)

1.第2条で言及されている目的のために、州デジタル労働会議が、デジタル雇用に関する政策に関する常設の協議機関として、労働に関する州補佐官の下に設置される。

2.この法律の発効から90日以内に、州政府は、その決議によって、労働に関して権限のある補佐官が議長となり、経済発展について権限のある補佐官の他、デジタル労働部門において異なる資格で関わる公的私的主体と、社会的当事者の参加によって、州(デジタル労働)会議の構成を定める。

3.(州デジタル労働)会議のメンバーは、州知事の法令によって任命される。

4.(州デジタル労働)会議は、

a)第12条におけるデジタル労働分野における措置の年次プログラムの定義についての指標を提供する。

b)デジタル労働分野における研究および研究活動の諸提案を策定する。

c)デジタル労働者の健康と安全の保護に関する国内法の策定と改善に関する州政府への提案を策定する。

d)登録簿を通じて取得したデータを通じて、デジタル経済の進化と労働市場への影響を監視する。

e)デジタル労働者の健康と安全に関する保護の適用に関する問題を調査する。

f)州の領域におけるこの法律の正しい適用を監視し、管轄の評議会委員会に毎年報告書を送る。

g)プラットフォーム、デジタル労働者、社会的当事者間の不断の話し合いを促進する。

5.(州デジタル)会議の組織と機能は、州の労働担当局長の決定によって定められる。

6.(州デジタル)会議の設立は、州予算による費用を必要とせず、会議への参加は無償である。

第11条(デジタル労働者の権利憲章)

1.評議会は、デジタル労働者とデジタルプラットフォームを保証するための原則、規則、保護を促進することを目的として、また、社会における調和のとれた発展と、すべての消費者の責任ある消費の原則を支持することを目的として、デジタル労働者の権利憲章を作成し、州政府の決議によって承認されるべきである。

第12条(措置の年次プログラム)

1.第2条における目的のために、州は以下に関する措置を促進および支援する。

a)権利に関する情報、

b)健康と安全に関する訓練、

c)社会保険と福祉の分野における補足的保護の諸形態。

2.州政府は、第10条第4項a)文により、(州デジタル労働)会議によって作成された指示に基づい

て、利用可能な財源の範囲内で、第1項で言及されている措置の年次計画を採用する。

第13条(合意)

1.州は、第4条における社会保障および保険による保護を対象とする、Inps(全国社会保障機関〔年金公団])、Inail(イタリア全国労働災害保険協会)および、保険会社との契約の締結を促進する。

2.第8条の実施において、また、新しいデジタル労働の監視および制御手段の有効性を強化するために、州は国家労働監督機関との諸協定を促進する。

3.この法律の発効から90日以内に、州は、州の地域レベルで、デジタル労働部門に異なる資格で介入する公的私的諸主体との話し合いを開始する。

第14条(財政規定)

1.この法律における負担に対しては、第9条に由来する負担を除いて、ミッション15「仕事と職業訓練のための方針」、タイトル1「経常経費」のプログラム01「労働市場の発展のためのサービス」の設立を通じて、「デジタル労働者の保護と安全のための基金」が準備される。その基金には、2019年と2020年の1,000,000.00ユーロに相当する支出が、州予算2019-2021に含まれた財源の一定削減を通じて、ミッション20「基金と規定」第1章のプログラム03「その他の基金」において、同年度に承認される。

2.第9条による負担は、ミッション15のプログラム01、タイトル2「資本的支出」の特定の費用項目の確立を通じて提供される。「ラツィオ州のデジタル求人ポータル作成に関連する費用」は、2019年10万ユーロに相当し、州予算2019-2021に挙げられた財源の一定の削減によってそれは、ミッション20、タイトル2のプログラム03における特別基金として同じ年額で、提供される。

第15条(発効)

1.この法律は、州の官報に掲載された翌日に発効する。